

大和市告示第79号

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項及び第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成30年4月1日から施行する。

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定(平成24年大和市告示第93号)は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成30年3月30日

大和市長 大木 哲

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 その他の地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

備考

- 1 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域をいう。

2 その他の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域の定めのない区域をいう。